

軽自動車税環境性能割の賦課徴収に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第29条の9から附則第29条の17まで及び県内の各市町村税条例の規定により、当分の間、秋田県知事（以下「知事」という。）が行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収その他特例の実施のための手続きに必要な様式を定めることを目的とする。

(様式)

第2条 知事は、次の表の左欄に掲げる法令の規定による同表中欄に掲げる書類等の様式はそれぞれ同表右欄に掲げるところにより行わなければならない。

左欄	中欄	右欄
法附則第29条の9	軽自動車税環境性能割の更正（決定）及び加算金決定通知書	様式第1号
	督促状	様式第2号
	軽自動車税環境性能割免除（徴収猶予）申告書	様式第3号
法附則第29条の10第1項及び定置場所在市町村の市町村条例	軽自動車税環境性能割減免申請書	様式第4号
	軽自動車税環境性能割承認（不承認）通知書	様式第5号
	軽自動車税環境性能割減免申請受理済	様式第6号
法附則第29条の11	軽自動車税環境性能割修正申告書	様式第7号
法附則第29条の13	軽自動車税環境性能割還付（免除）申請書	様式第8号
法附則第29条の9及び附則第57条	軽自動車税環境性能割納税義務の免除（還付）申請書	様式第9号
法附則第29条の12第2項	軽自動車税環境性能割払込額通知書	様式第10号
法附則第29条の15第1項の規定	軽自動車税環境性能割調定額等内訳書	様式第11号
法附則第29条の16第1項各号	軽自動車税環境性能割徴収取扱費通知書	様式第12号

- 2 知事は、前項に定めるものの他、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収その他特例の実施のための手続きに必要な書類等は自動車税の環境性能割の様式に所要の調整をして使用するものとする。

(雑則)

第3条 知事は、県税条例その他の自動車税の環境性能割の減免又は課税免除の対象となる自動車に関する規定が改廃されたときは、速やかに市町村の長に報告することとする。

- 2 知事は、軽自動車税環境性能割に係る事務について、市町村の長に対し必要な助言を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 知事は、この要綱を改廃しようとするときは、あらかじめ市町村の意見を聴取するものとする。

様式第1号 軽自動車税環境性能割の更正（決定）及び加算金額決定通知書

軽自動車税環境性能割の更正(決定)及び加算金決定通知書									
納税義務者 住(居)所 氏名(名称)								年 月 日	
様								秋田県総合県税事務所長 印	
次のとおり地方税法附則第29条の9の規定により更正(決定)したので、通知します。 この通知に基づく不足税額並びに不足税額に対する延滞金額及び加算金額については、年 月 日までに秋田県指定金融機関、秋田県収納代理金融機関又は東北各県内の郵便局に納付してください。									
自動車の車両番号		車 名		型 式		類別区分番号(形状)		取 得 年 月 日	
								. .	
定 置 場					種別用途				
摘 要		課 税 標 準		額		税率		税 額	
更 正 (決 定) 額				円		$\frac{\quad}{100}$		円	
申 告 額						$\frac{\quad}{100}$			
差 引 過 不 足 額									
加 算 金	区 分		基 本 税 額		率		金 額		
	過 少 申 告 加 算 金	通常額			円		$\frac{\quad}{100}$		円
		加算額					$\frac{\quad}{100}$		
		計							
	不 申 告 加 算 金	通常額					$\frac{\quad}{100}$		
		加算額					$\frac{\quad}{100}$		
		計							
重 加 算 金						$\frac{\quad}{100}$			
延 滞 金 額		法律による金額							
備 考									
この処分に不服がある場合の救済の方法		1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であつても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。なお、審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく総合県税事務所長を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴審公において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であつても、判決があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 3 次のいずれかに該当するときは、1の審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。							

・軽自動車税環境性能割(法附則第29条の9第1項)
(参考)自動車税環境性能割(法第173条第1項)

年 月 日

印

様

[illegible]

この督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納処分を行います。

※裏面に記載されています。

この督促状では納税できません。納付(入)書により最寄りの金融機関から納付するか、総合県税事務所又は各支所へお越しのうえ納税してください。なお、この督促状到達前に完納済のときは、行き違いですからあしからずご了承ください。

注 裏面には、様式第1号の例により、この処分に不服がある場合の救済の方法を記載すること。

様式第3号 軽自動車税環境性能割免除（徴収猶予）申告書



処 理 事 項	通信日付印	確認	精査	

軽自動車税環境性能割免除（徴収猶予）申告書								
年 月 日								
(あて先) 秋田県総合県税事務所長								
納税義務者								
住（居）所 （所在地）								
氏 名 （名 称）								
地方税法附則第29条の9の規定により、軽自動車税環境性能割の免除（徴収猶予）の規定が適用されるべきことを申告します。								
年度	年度	軽自動車税 環境性能割額	円	届出年月日	・ ・			
軽自動車の表示	軽自動車車両番号							
	定 置 場							
譲渡担保財産の 設 定 者	住 所 （所在地）							
	氏 名 （名 称）							
免 除 の 場 合	譲渡担保財産設定の日	債 権 消 滅 の 日	譲 渡 担 保 財 産 移 転 の 日					
	・ ・	・ ・	・ ・					
徴収猶予の場合	譲渡担保財産取得の日	債 権 消 滅 予 定 日	譲 渡 担 保 財 産 移 転 予 定 日					
	・ ・	・ ・	・ ・					
備 考								

様式第4号 その1 軽自動車税環境性能割減免申請書

軽自動車税環境性能割減免申請書						
年 月 日						
(あて先) 秋田県総合県税事務所長						
申請者						
住 所						
(所在地)						
氏 名						
(名 称)						
地方税法附則第29条の10第1項及び定置場所在市町村の市町村税条例の規定により、次のとおり申請します。						
年度	年度		軽自動車税環境性能割減免申請額			
軽自動車 の表示	軽自動車 両番号				使用目的	
	定置場 (使用の本拠の位置)					
	所有者	住 所 (所在地)				
		氏 名 (名 称)				
	使用者	住 所 (所在地)				
		氏 名 (名 称)				
	取得の種類		新車新規・中古車新規・所有権移転・使用者変更		取得年月日	・
	備考					

注 1 「使用目的」欄には、救急用、巡回診療用又は血液事業用の別を記入してください。
2 「取得の種類」欄は、該当する事項を○で囲んでください。

様式第4号 その2 軽自動車税環境性能割減免申請書（身体障害者等用）

(表)

軽自動車税環境性能割減免申請書（身体障害者等用）					
年 月 日					
(あて先) 秋田県総合県税事務所長					
申 請 者 住 所 氏 名 (身体障害者等との関係)					
地方税法附則第29条の10第1項及び定置場所在市町村の市町村税条例の規定により、 次のとおり申請します。					
年 度	年度	軽自動車税 環境性能割減免額		円	
身体障害者等	住 所				
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
軽自動車の表示	軽自動車車両番号		使用目的		
	定 置 場 (使用の本拠の位置)				
	種 別		用 途		
	所 有 者 (使用者)	住 所			
		氏 名		身体障害者等との続柄	
	運 転 者	住 所			
		氏 名		身体障害者等との続柄	
	取 得 の 種 類		新車新規・中古車新規・ 所有権移転・使用者変更		取得年月日
身 体 障 害 者 手 帳 等	種 類	番 号	交付年月日	障 害 名 及 び 障 害 の 程 度	
運 転 免 許 証	種 類	有 効 期 限		条 件	
備 考					
裏面の留意事項を御覧ください。					

(裏)

留 意 事 項

- 1 この申請書を提出する際に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳（身体障害者手帳の交付を受けていない場合に限ります。）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び自動車を運転する方の運転免許証を提示してください。
- 2 申請書の記入に当たっては、次によつてください。
 - (1) 身体障害者等が自ら自動車を運転しない場合には、「使用目的」欄に通学用、通院用若しくは通所用の別又は生業の内容を具体的に記入してください。
 - (2) 「種別」欄には、小型、軽の別を記入してください。
 - (3) 「用途」欄には、乗用、貨物等の別を記入してください。
 - (4) 所有権留保付自動車の場合には、「所有者（使用者）」欄には、使用者について記入してください。
 - (5) 「取得の種類」欄には、該当する事項を○で囲んでください。

様式第4号 その3 軽自動車税環境性能割減免申請書（身体障害者等の利用に供する自動車用）

軽自動車税環境性能割減免申請書（身体障害者等の利用に供する自動車用）

年　月　日

(あて先) 秋田県総合県税事務所長

申請者

住　　　所
(所在地)

氏　　　名
(名　称)

地方税法附則第29条の10第１項及び定置場所在市町村の市町村税条例の規定により、
次のとおり申請します。

年度	年度	軽自動車税 環境性能割減免額	①			円
軽自 動車 の 表 示	軽自動車車両番号		使用目的			
	定置場（使用の本拠の位置）					
	種　　　　　別		用　　　途			
	所 有 者	住　　　所 (所在地)				
		氏　　　名 (名　称)				
	使 用 者	住　　　所 (所在地)				
		氏　　　名 (名　称)				
	取　得　の　種　類		新車新規・中古車新規・所有権移転・使用者変更	取得年月日	年　月　日	
減　免　額　の　計　算		軽自動車の通常の取得価額(千円未満の端数切捨て)		①	円	
		構　造　変　更　に　要　し　た　金　額		②	円	
		減免額（①又は②× $\frac{\quad}{100}$ ） （④欄に再掲）			円	
備　　　　　考						

様式第4号 その4 軽自動車税環境性能割減免申請書（災害用）

軽自動車税環境性能割減免申請書（災害用）

年 月 日

（あて先）秋田県総合県税事務所長

申請者

 住 所
 （所在地）
 氏 名
 （名 称）

地方税法附則第29条の10第1項及び定置場所在市町村の市町村税条例の規定により、次のとおり申請します。

区 分	滅失又は損壊した(軽)自動車	代替取得した軽自動車
(軽)自動車車両(登録)番号		
(軽)自動車車台番号		
定置場(使用の本拠の位置)		
(軽)自動車の用途及び自家用・事業用の別		
取得(登録)年月日	年 月 日	年 月 日
取得の種類	新車新規・中古車新規・所有権移転・使用者変更	新車新規・中古車新規・所有権移転・使用者変更
滅失又は損壊した年月日	年 月 日	
抹消(登録)年月日	年 月 日	
課税標準となるべき価額	① 円	④ 円
税率	② 100	⑤ 100
課 税 額	③ (①×②) 円	⑥ (④×⑤) 円
納税義務者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
減免を受けようとする理由		
減免を受けようとする額(③の額。ただし、代替取得した自動車の減免の場合は③又は⑥のいずれか小さい額。)		円
備 考		

注 災害を受けたことを証明する書類及び登録事項等証明書（又は車検証の写し）を添えてこの申請書を提出してください。

軽自動車税環境性能割減免申請書（特定非営利活動法人用）				
年 月 日				
(宛先)秋田県総合県税事務所長				
所在地 名 称 代表者の氏名 電 話 番 号				
次のとおり、専ら当該特定非営利活動法人の定款に記載された特定非営利活動の用に供する自動車を無償で譲り受けた軽自動車に係る軽自動車税環境性能割の減免の承認を受けたいので、地方税法第29条の10第1項及び定置場所在市町村の市町村条例の規定により、申請します。				
軽自動車税の 環境性能割	車 両 番 号			
	主 たる 定 置 場		種 別	
	当 該 軽 自 動 車 を 譲 渡 し た 者	住 所 (所在地)		
		氏 名 (名 称)		
	取 得 年 月 日	年 月 日		
使 用 目 的				
備 考				

備考

- 1 「使用目的」の欄には、当該軽自動車を利用することとなる特定非営利活動の種類及びその内容を記載してください。
- 2 当該軽自動車の道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項に規定する自動車検査証又は道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の2第3項に規定する軽自動車届出済証の写しを添付してください。
- 3 当該軽自動車の譲り受けが無償でされたことを証する書類を添付してください。

様式第5号 軽自動車税環境性能割減免承認(不承認)通知書

軽自動車税環境性能割減免承認(不承認)通知書				
年 月 日				
申請者 住(居)所 (所在地) 氏 名 (名 称) 様				
秋田県総合県税事務所長印				
年 月 日付けで申請のあった軽自動車税の環境性能割の減免について、地方税法附則第29条の10第1項及び定置場所在市町村の市町村税条例により、次のとおり通知します。				
年 度	年 度	軽自動車税 環境性能割減免額	円	
軽自動車の表示	車 両 番 号		定 置 場	
承認しない理由				
この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第1号の例による教示の文を記載すること。)			

様式第 6 号 軽自動車税環境性能割減免申請受理印

軽自動車税環境性能割
減 免 申 請 受 理 済

様式第7号 軽自動車税環境性能割修正申告書



処 理 事 項	通 信 日 付 印	確 認	精 査		

軽自動車税環境性能割修正申告書					
年 月 日					
(あて先) 秋田県総合県税事務所長					
納税義務者					
住(居)所 (所在地)					
氏 名 (名 称)					
地方税法附則第29条の11の規定により申告します。					
軽 自 動 車 車 両 番 号	車 名	型 式	類 別 区 分 番 号 (形 状)	取 得 年 月 日	・ ・
定 置 場					
種別用途			譲渡者	住所	
				氏名	
摘 要	課 税 標 準 額			税 率	税 額
確定金額	円			100	円
既に確定した金額				100	
差 引 額					
備 考					

様式第 8 号 軽自動車税環境性能割還付（免除）申請書



処 理 事 項	通信日付印	確認	精査	

軽自動車税環境性能割還付（免除）申請書									
年 月 日									
(あて先) 秋田県総合県税事務所長									
申 請 者									
住 (居) 所 (所在地)									
氏 名 (名 称) 印									
地方税法附則第29条の13(附則第29条の 9 第 1 項)の規定により、軽自動車税環境性能割の還付(免除)を申請します。									
年度	年度	軽自動車税 環境性能割額	円		納付年月日	年 月 日			
軽自動車の表示		軽自動車車両番号							
		定 置 場							
譲渡担保財産の 場 合		譲渡担保財産設定の日			債 権 消 滅 の 日		譲渡担保財産移転の日		
		年 月 日			年 月 日		年 月 日		
		譲渡担保財産 の 設 定 者		住 所 (所在地)					
				氏 名 (名 称)					
自 動 車 返 還 の 場 合		返還事由							
		返 還 先				取得年月日	年 月 日		
						返還年月日	年 月 日		
災害により滅失 又は損壊した場 合		取得年月日		滅失又は損壊した年月日			抹消年月日		
		年 月 日		年 月 日			年 月 日		
還付を受けよう とする金融機関 及び支払方法		銀行 支店 (普通預金・当座預金) 口座番号							
備 考									

様式第9号 軽自動車税環境性能割納税義務の免除（還付）申請書

	処 理 事 項	通信日付印	確認	精査	

軽自動車税環境性能割納税義務の免除（還付）申請書					
年 月 日 （あて先）秋田県総合県税事務所長 申請者 住 所 氏 名 （名称） 電 話 （ ） 地方税法附則第29条の9第1項及び附則第57条第 項の規定により、軽自動車税環境性能割の納税義務の免除（還付）を申請します。					
区 分	新 た に 取 得 し た 軽 自 動 車		対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなった（軽）自動車		
所有者氏名（名称）					
住所（本店等所在地）					
登録番号（車両番号）					
車 台 番 号					
種 別	小型・軽自動車				
主 たる 定 置 場					
営業用・自家用の別	営業用・自家用		営業用・自家用		
平成23年3月11日における車の所在地					
車の持出日・警戒区域設定指示解除日			平成 年 月 日に、車を 持ち出し ・ 解除		
用途廃止日・引取業者に引き渡した日・解体日			平成 年 月 日に、車を 用途廃止 ・ 引渡し ・ 解体		
既に法附則第57条第1項、第2項又は第3項の規定の適用を受けた代替軽自動車等がある場合	車両番号		登録番号等		
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行・金庫 組合・農協		本店・本所 支店・支所		
	口座名義人 （カタカナ）				
	預 金 種 別	普通・当座・	口座番号		
申請者以外に当該申請に関わる者	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
	電 話 番 号				
そ の 他 必 要 事 項					

（備考）

- 1 所有権が留保されている自動車等の場合は、使用者の氏名、住所を記載して下さい。
- 2 納税義務者本人名義の口座に限ります。
- 3 この申請書と併せて、用途廃止等をした自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等であることを証する書類等を提出してください。

様式第11号 軽自動車税環境性能割調定額等報告書

軽自動車税環境性能割調定額等報告書

調定の対象年度： 年度

[illegible]

様式第 12 号 軽自動車税環境性能割徴収取扱費通知書

税 一
年 月 日

市（町村）長 様

秋田県知事

軽自動車税環境性能割の徴収取扱費について

地方税法附則第 2 9 条の 1 6 に規定する軽自動車税環境性能割の徴収取扱費について、地方税法施行令附則第 1 5 条の 2 の 4 第 3 項の規定により、下記のとおり通知するので、交付願います。

記

1. 徴収取扱費の金額

	金 額
(1) 軽自動車税環境性能割に係る地方団体の徴収金として払い込まれた額に政令で定める率を乗じて得た金額	円 × ＝ 円
(2) 県に納付された軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を地方税法第 1 7 条又は同法第 1 7 条の 2 の規定により県が還付し、又は充当した場合における当該地方団体の徴収金に係る過誤納に相当する金額として政令で定める金額	円
(3) 地方税法第 1 7 条の 4 の規定により県が加算した上記 (2) の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額	円
合 計	円

2. 徴収取扱費の算定期間 年度取得分

3. 交付期限 通知があった日から 3 0 日以内